

生活・環境

特殊詐欺には「注意を!!」

自分だけは大丈夫と思っていませんか。

◆還付金詐欺

税金や医療費等の還付に必要な手続きを装って、ＡＴＭを操作させてお金をだましとる手口です。還付金の手続きには期限があると急がせたらえで、使っているキャッシュカードと携帯電話を持ってＡＴＭに向かうよう指示をされます。市職員や金融機関職員等を名乗る人から自宅に電話がきて、ＡＴＭの話が出たら１００％詐欺です。市職員や金融機関職員等が、手続きでＡＴＭに行くように依頼することは絶対にありません。ＡＴＭまで誘導されて携帯電話で教えられたとおりに操作すると、実は相手の口座にお金を送金してしまうことになり

◆高額当選詐欺

携帯電話のＳＭＳ（ショートメッセージサービス）に、自分では応募していない懸賞や高額当選の連絡が届きます。その権利を得るためには受取手数料が必要となり、コンビニ

ニエンストアで電子マネー

を購入して、記載されている番号を教えるように指示されます。一度でも連絡をして番号を覚えてしまうと、何度も手数料などを支払うように連絡が来るだけで、その当たったお金等が手元にくることはありません。突然送られてくる当選メールは１００％詐欺です。応募した覚えもないのにお金等が当たるわけがありません。そのようなメールが送られてきたら無視するようにして相手に連絡をしてはいけません。自分がその状況になれば気持ちが悪ってしまい、その内容を信じてしまう場合もあります。自分だけは大丈夫だと過信せずに、落ち着いて判断をして、だまされないように気をつけましょう。

生活環境課
32・3033

公共機関から

令和7・8年度

入札参加資格審査申請受付

市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等の提供にかかる令和7・8年度の入札参加資格審査申請を受け付けます。要領・様式を市ＨＰに掲載して

いますので、入札へ参加を希望する方は確認ください。

受付期間／12月16日(月)～2月28日(金)

※市ＨＰを確認できない場合は左記まで問い合わせください。

財政課財産管理班
43・7512

年末年始のコンビニ交付サービスの停止

年末年始における次の期間コンビニ交付サービスを停止します。問い合わせ対応についても休止します。

停止期間／12月29日(日)～1月3日(金)

市民課
32・3035

後期高齢者医療費通知

後期高齢者医療加入者へ次のとおり医療費通知を発行します。（年2回の発行）医療費通知は確定申告の際に使用できます。

発行予定日／▽第1回：1月17日(金)▽第2回：2月25日(火)▽記載対象期間／▽第1回：令和6年1月～10月受診分▽第2回：令和6年11月～12月受診分

秋田県後期高齢者医療広域連合業務課
018・85

3・7155

秋田県庁LINE公式アカウント友だち募集中!

県政・イベント情報、防災・河川・クマ情報、あきたの魅力など、暮らしに役立つさまざまな情報をお届けします。受信設定もできますので、下記ＱＲコードから友だち追加で登録ください。



秋田県総務部広報広聴課
018・860・1076

秋田県最低賃金が

改定されました

10月1日から54円引き上げられ、時間額「951円」となりました。

▽最低賃金は、臨時、パート、アルバイト等、県内のすべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となります。▽賃金は、精皆勤手当、家族手当、通勤手当、時間外手当、賞与等を除いた額が最低賃金額以上でなければなりません。▽月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低賃金額以上でなければなりません。詳しくは左記または最寄りの労働基準監督署まで問い合

わせください。

秋田労働局賃金室
018・883・4266

仁賀保・金浦地域の年末のごみ収集について

にかほ市ごみ・リサイクルカレンダーで収集日にはなっていないませんが、仁賀保・金浦地域の燃えるごみ収集を、12月31日(火)に追加で行います。次回以降の収集日については、カレンダーどおりとなりますのでご協力をお願いします。

環境プラザ
38・3910

その他

秋田県南部沖浮体式洋上風力実証事業 環境影響評価方法書の縦覧、説明会

事業者／秋田県南部沖浮体式洋上風力合同会社

対象事業実施区域／秋田県南部沖（にかほ市沖、由利本荘市沖）

縦覧場所／総合政策課、金浦市民サービスセンター、市民課市民サービス班

縦覧期間／12月26日(木)～1月31日(金)・8時30分～17時15分（市役所開庁日時に準じる）

意見受付期限／2月17日(月)

意見提出先／縦覧期間中の備え付けの意見書箱に投函いただく

くか左記に郵送にて送付

◆住民説明会

日時／1月15日(水)・18時30分～20時20分

会場／スマイル

東北電力(株)再生可能エネルギーカンパニー再生可能エネルギー部（開発運用）／〒980・8550宮城県仙台市青葉区本町1丁目7番1号／

022・799・2250

（受付時間・平日9時～17時・年末年始を除く）

政治家の寄附は禁止有権者が求めることも禁止

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会が多いシーズンです。そこで、この機会に皆さまにあらためてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のからまない政治の実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」（贈らない、求めない、受け取らない）です。政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも公職選挙法により禁止されています。皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

【平時より禁止されるもの】

◆政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

◆政治家に対する寄附の勧誘要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をする処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されていて、威迫して求めると処罰されます。

◆政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されていて、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

◆政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

◆政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず処罰されます。

◆請負等の契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他の特別の利益をとまなう契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

にかほ市選挙管理委員会
43・7506